

安全管理規程

- 第 1 章 総則
「第 1 条 ~ 第 3 条」
- 第 2 章 経営トップの責務
「第 4 条 ~ 第 7 条」
- 第 3 章 安全管理の組織
「第 8 条」
- 第 4 章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
「第 9 条 ~ 第 13 条」
- 第 5 章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
「第 14 条 ~ 第 16 条」
- 第 6 章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
「第 17 条 ~ 第 19 条」
- 第 7 章 安全管理規程の変更
「第 20 条」
- 第 8 章 運航計画、配船計画及び配乗計画
「第 21 条 ~ 第 23 条」
- 第 9 章 運航の可否判断
「第 24 条 ~ 第 28 条」
- 第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達
「第 29 条 ~ 第 31 条」
- 第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保
「第 32 条 ~ 第 35 条」
- 第 12 章 輸送施設の点検整備
「第 36 条 ~ 第 37 条」
- 第 13 章 海難その他の事故の処理等
「第 38 条 ~ 第 46 条」
- 第 14 章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等
「第 47 条 ~ 第 51 条」
- 第 15 章 雑則
「第 52 条 ~ 第 56 条」

運 航 基 準

- 第 1 章 目的
「第 1 条」
- 第 2 章 運航の可否判断
「第 2 条 ~ 第 5 条」
- 第 3 章 船舶の航行
「第 6 条 ~ 第 11 条」
- 第 4 章 雑則
「第 12 条 ~ 第 13 条」

事 故 処 理 基 準

- 第 1 章 総則
「第 1 条 ~ 第 3 条」
- 第 2 章 事故等発生時の通報
「第 4 条 ~ 第 5 条」
- 第 3 章 事故の処理等
「第 6 条 ~ 第 12 条」
- 第 4 章 雑則
「第 13 条 ~ 第 14 条」